

令和5年度

定期監査結果報告書

栄村監査委員

5栄監第6-2号
令和5年11月2日

栄 村 長 宮 川 幹 雄 様

栄村議会議長 上 倉 敏 夫 様

教 育 長 下 育 郎 様

栄村代表監査委員 山 田 功

栄 村 監 査 委 員 保 坂 眞 一

令和5年度 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、その結果を同上第9項の規定により報告します。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査とし、令和5年4月1日から9月30日までの財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理の監査

2 監査の執行者

栄村代表監査委員及び栄村監査委員による。

3 監査の実施時期及び対象課等名

期日	曜日	午 前 (9時～)	午 後 (13時～)
10/30	月	歳入歳出執行状況調査	建設課
10/31	火	民生課	教育委員会
11/1	水	商工観光課・農政課	各種補助金交付団体の関係諸帳簿等の検査・調書及び台帳関係検査
11/2	木	総務課、秋山支所、議会	公共施設の管理状況と工事進捗状況調査(現場視察)

4 監査対象

令和5年度栄村一般会計並びに8特別会計及び2事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

5 監査の方法

各課等からあらかじめ提出を願った「定期監査調書」に基づいて、担当課長等から説明を受け、主に次の点について監査を実施した。

- ① 歳入確保のために適切な処理が行われているか。予算執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ② 滞納整理は適切に行われているか。
- ③ 契約の方法は適切か、工期内に事業が完了しているか。
- ④ 財政援助団体等に対する補助金が適正かつ効率的に行われているか。
- ⑤ 関係団体の会計業務受託状況は、適切かつ正確に行われているか。

6 監査の結果及び意見

【歳入状況】

歳入については前年の同時期とほぼ同率の収入率であり、財務事務が適正に執行され、順調に進歩されていると認められる。

なお、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

また、税金等に係る納付書などでの納入については、金融機関の営業時間内に納入することができない方も居られるので、納入者に最適な納入方法などを今後検討されたい。

(1) 歳入における意見

○税及び使用料の滞納と徴収について

滞納者の中には冬期間行政関連機関に雇用される方や、年間雇用されている方などが必ず数名居られる、その方々を雇用の際には、担当課は税務係と連携し、税金、使用料の納入確約（書）をするなどの措置を講じてから雇用されたい。

○現金取扱員について

税金や使用料など現金を取り扱う担当職員等に対しては、「現金取扱員」として財務規則などで規定されていると思われるが、それが適正に任命されているかの調査を行い、特に使用料や公営企業会計における収入などは、各担当課での歳入チェックや滞納者への連絡などが重要となる、また滞納整理時には「現金取扱員証」などの提示が必然であることから適切に管理されているか総務課及び各担当課で再確認し適切に対応されたい。

○過年度分滞納繰越の整理状況について

過年度滞納となっている税及び使用料などについては、他機関などの委託により滞納整理に努められておられるが、税務担当と関連する各係との情報共有を密にし、より一層の滞納整理に努めることとされたい、特に公営企業会計となった上下水道関係の特別会計時の滞納分については早急な対応を図られたいので以下の指導を行う。

- ・土地貸付料：森地区の谷地に関する事と思われるが、今後使われることのない不要物件については取り壊しなどの指導も含めて担当課が対応されたい。
- ・ケーブルテレビ使用料：最も安価な使用料であるがゆえに、滞納となった場合は早急な対応が求められる、いつまでもそのままにすることなく、料金の徴収ができないようなら、電波の配信を止めるなどの措置を講じられたい。

- ・水道使用料：担当から連絡がないことから、未納となっていることも知らない使用者も居ると思われる、検針をし、調定を上げるのは担当課であることから、滞納されている方への連絡は必ず各担当が行い、税務係と連携して徴収されたい。
- ・浄化槽使用料：簡易水道との関連もあることから、どちらを優先するなどの考えもあり、浄化槽については滞納になりがちだが、不在となっている家屋もあることから、使用の差し止めなども行いながら適切に徴収されたい。

○現年度分滞納整理状況について

現年度分の滞納額が多くなっている、使用料などは本来各担当が主な業務を担うことから以下の指導を行う。

- ・村民税の特別徴収：早急に対応し、徴収されたい。
- ・軽自動車税：担当者が滞納者に連絡し、ナンバーの返納や車検時に証明書が発行されないなどの説明をし、適切に徴収されたい。
- ・住宅使用料：担当課で契約内容をよく確認し、滞納があれば入居できないことは当然であることから、個人ごとに適切な対応を行い徴収されたい。
- ・ケーブルテレビ使用料：滞納していることも知らない利用者もあると思われることから、担当課は早急に滞納者に連絡し、徴収されたい。
- ・公営企業会計：簡易水道、生活排水、農業集落排水などは営業収益（収益事業）となるため、担当課で収益状況（納入の状況）の確認を怠ることなく、都度未納者には連絡を徹底し、税務係と連携し、徴収されたい。

○貸付金の返済状況について

克雪資金、栄村育英資金ともに滞納（遅延）が見受けられるが、税との調整を進めながら、適正な対応で返済が滞る事無く進められたい。

○寄付金について

村の新たな財源となっているふるさと納税を積極的に活用するため、地域特産品や新たな返礼品品目などの掘り起こしを積極的に進められたい。

【歳出状況】

歳出については、土木費の増加がみられ、昨年同期と若干の増加が見られたが、概ね適正な執行が図られている。

なお、特に留意を要すると思われる点について、以下の意見を参考とされたい。

(1) 歳出における意見

ア 適正な人材管理について（全課共通）

職員数の減少、事務の細分化による事務量の増加などの影響による勤務の偏りや一点集中などが生じないよう課・係の連携と組織内の事務の掌握・適正な人材管理を図ること。

また、人事評価制度については、ただ単に評価という結果だけでなく、職員が職務に対して専念し、職務に対して目的と、やる気を起こせるように制度を活用されたい。

イ 補助金等における広報紙・ホームページの更なる活用について（全課共通）

物価高により様々な物品や材料、資格取得についても費用が高額となってきたり、住民に対して先に補助金等の有無を告知し、申し込みを取るなどして予算に反映することにより、住民生活の費用削減など目的を持って広報誌や告知などを活用されたい。

ウ 契約内容の把握と適正な管理について（全課共通）

委託契約などの契約内容の把握や、工事請負契約など、契約の内容を担当及び課の長とともに再点検し、内容の把握とともに適正な支払伝票の決済を受けることとされたい。

また、長期契約などの支払い時期の管理については年間支払いの一覧表を作るなどして、適切な時期に支出されたい。

エ 財政援助団体の適切な管理について（農政課・教育委員会）

財政援助団体などの実施事業においては、その団体の事業目的、住民福祉の増進、効果の適正性などを鑑み、適正な援助の執行と管理を図りながら、団体が活発に活動できるよう支援されたい。

オ 関係団体の会計業務について（全課共通）

関係団体に関する会計業務については、その資金の運用状況について管理者は常に注視し、団体業務が通常業務の支障とならないように図られたい。

また、活動実態のない団体などで整理できるものは適正な処理により整理するようにされたい。

7 講評

定期監査を実施し、前記のとおり結果及び意見としました。

新型コロナウイルスが5類となり地域にも活発さが戻ってきました、行政の動きもそ

れに追随する感じとなっておりますが、行政の動きはとかく民間とは違い遅くなりがち傾向があります。

物価の上昇に伴い、住民の暮らしにも影響が出ているところであり、これから灯油などの暖房費や除雪に係る経費など益々影響が出てくるものと思われま

す。税金や使用料などについては適正な徴収や、未納となったときなどの連絡などは常に遅れずに対応していただきたいと思

います。また、年末に近づいてきますので、工事や委託、補助金の交付、通常支払いなど遅延の無いように支払いを順次進めていただきたいと思

います。本年はインフルエンザの流行り年と言われ、村内でもインフルとコロナの両方が出ている傾向にあります。

職員の皆様は健康に留意されながら、健全な行財政運営に努めてくださるようお願いし講評といたします。